

短期大学の発足をめぐる諸問題

基礎教育 蔵原 三雪

Junior colleges and the reform of higher educational system during the years 1945-1951 in Japan

Miyuki KURAHARA

Abstract

In Japan drastic reforms were carried out in the educational system after the Second World War. We had had three classes of higher secondary and college type, the koto gakko, the semmon gakko, and the normal schools before the Second World War. But many semmon gakkos could not reform college or university. They, about 90 semmon gakkos wanted to have continued educating their students at their schools.

So they offered to make 2-year college or 3-year college. In 1950 junior colleges in Japan were set up part of higher education.

At the same time, "Report of the Second United States Education Mission to Japan" (September 22, 1950) said, "It is also probable that she needs many more colleges of the so-called junior type than she now has to give a varied higher educational preparation for the semi-professions."

In this paper I want to discuss the contribution of junior colleges in Japan.

Key Words : junior college, higher education,

キーワード : 短期大学, 高等教育, 戦後教育改革, 私立専門学校

はじめに

戦後教育制度のもとで発足した短期大学は2000年に50周年を迎えた。1950年4月当初の学校数149校(公立17校, 私立132校), 学生数1万5098人から2000年には572校(国立, 公立, 私立497校), 学生数32万7682人を数えるほどになっている。^(注1)

戦後日本の学校制度はいわゆる6・3・3・4制として整えられ, 小学校6年, 中学校3年, 高等学校3年, 大学は4年として1947年度から1949年度にわたって順次発足した。^(注2)しか

し学校教育法の制定当初の法令には短期大学に関する規定はない。6・3・3・4制の学校体系には想定されていなかった「2年ないし3年の大学」が短期大学として2年後に発足することになった。発足当初「暫定的」な学校として制度的位置づけを与えられていた短期大学がその後「恒久化」され, 今に至っている。^(注3)

50年経過した今日, 短大の性格・役割についていろいろな議論が出されている。その一つに次のような学校教育法の見直しの意見がある。

「学校教育法第52条で『大学は, 学術の中心として, 広く知識を授けるとともに, 深く専門の

学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする』と規定されているにも関わらず、第69条の2で『大学は第52条に掲げる目的に代えて、深く学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる』『前項の大学は、短期大学と称する』と規定されたために、短大は大学ではあるが、その位置づけの曖昧さが残された。」^(注4)

すなわちこの見解は学校教育法第5章の大学に関する規定に短大の規定が含まれていることをもって短大と大学が同等であるとは言えないという見方をとっている。第52条の大学の目的規定とは別に特例的に第69条の2の短大に関する目的規定がされていることが「その位置づけの曖昧さ」を示すものであると見る。そこから「短期大学のこうした役割の位置づけをはっきりさせるために、大学の目的を第52条に一本化する」^(注5)という結論を導き出している。

このように短期大学が50年も経過していながらなお法的、制度的な「曖昧さ」が指摘されるのは、1) 短期大学が6・3・3・4制の発足後追加されて発足したこと、2) 「旧専門学校であるもの、4年制大学に併置されたもの、新制の高等学校に接続して設置されたものなど規模、教育内容についてもまちまち」^(注6)な学校を前身または母体としており、またそれらが4年制大学の設置基準に達しなかったために大学とは異質の存在ととらえられてきたという発足をめぐるさまざまな背景と深く結びついていると思われる。

そこで本稿においては日本の短期大学の発足期を中心に、戦後改革の中でどのような事情と議論を経て、短期大学が成立したのかその経緯を明らかにすることを主な課題とする。今日高等教育の普及・拡大が進むなかで、あらためて高等教育機関の中で短期大学はどのような役割を果たすべきかが問われているとき、発足期を見直すことは現代日本の高等教育のおかれている状況の歴史的な背景の理解のために意味のあることであろう。^(注7)

1 戦後教育改革と高等教育

1945年8月15日太平洋戦争の終結によって、以後「動員学徒の引上げ」「疎开学童の帰還」(1945年8月16日)、「新日本建設ノ教育方針」(1945年9月15日文部省)にはじまる一連の戦後処理が学校・教育においても行われた。^(注8) 教育行政・制度はもちろん教育内容も細部に至るまで占領下のもとで、総司令部からの諒解を受けることなしには進めることは出来なかった。^(注9) 日本の教育改革を進めるために、1946年3月米国は教育使節団を派遣し、日本の教育の実態調査を行い、報告書にまとめた。^(注10) これを受けて始められた教育刷新委員会^(注11)では1946年12月27日、第1回建議において学制改革案をまとめた。そこでは「高等学校に続く教育機関」として「1 高等学校に続く学校は、四年の大学を原則とすること、但し、大学は三年又は五年としてもよい」^(注12)とされた。

1947年3月、教育基本法・学校教育法が公布され、新たな教育理念の下に学校体系が定められた。この時「従来の国民学校、青年学校、中学校、高等女学校、実業学校、師範学校、専門学校、高等学校、大学など、複雑多岐な学制を単純化しまして、心身の発達の段階に応じまして、原則として六・三・三・四の小学校、中学校、高等学校、大学といたした」^(注13)と、「学制」の「単純化」が学校制度上の重要課題とされた。^(注14)

学校教育法で「大学」は、第1条に定められた「学校」の一種であるとされた。「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的」(第52条)し、修業年限は4年と説明された(第55条)。^(注15)

新制大学は大半、戦前以来の旧制度下の諸学校をもとに新たな改組・改編、統合によって発足に至った。そのため、旧制の学校を新に設けられた大学設置基準に照らして、見直し、新しい時代にふさわしい内容と人材を確保し、施設・設備を準備することに力が割かれた。この移行は「大学設置基準の制定、その内容の整備、適用の方針の確定や設置の手続きの検討など準備段階の仕事が山

積していたほか、新制大学に改組されるはずの旧制の大学、高等学校、専門学校はその規模、内容、伝統などまちまちであり、新制大学の構想は必ずしも細部にわたって焦点を結んでいなかったため、将来の見通しについて混乱があったうえ、学校の施設は多く戦災による焼失の痛手からようやく復興の緒についたばかり^(注16)といった新制大学の発足をめぐる諸状況のなかでスムーズには進行してはいかなかった。^(注17)

1948年度には新制大学12校がまず発足した。その中には「日本女子大、東京女子大、それから3、4校、はじめて大学になった」^(注18)女子の大学も含まれていた。1948年から49年にかけて新制大学認可の実際的な業務が行われた。「(大学)設置委員会では8月31日から審査を開始しているが、各校の希望と文部省側の方針との間に多くの間隙摩擦があり、その審査は円滑に進まなかった。そのため予定の24年(1949—引用者)4月の新学期に間に合わない状態であり、文部省は12月9日新制大学推進本部を設けてその促進にあたっている。さらに新制大学の開校は新制高等学校卒業生を収容する関係もあるので国立新制大学の昭和24年度より開校する方針を12月25日閣議で決定し発表し」^(注19)た。つまり新制高等学校の卒業生が出るまでに「新制大学を準備する」という制約もあって発足は急がれた。こうして大学設置委員会に申請された219校(国立69校、公立24校、私立123校、其他3校)^(注20)のうち大学設置基準を満たした173校に対して1949年度、新制大学としての発足が認められた。

1948年、49年度に新制大学として発足できたのは旧帝国大学、旧制専門学校や師範学校と旧制専門学校を統合した学校などである。また戦前においては日本女子大学校や東京女子大学校のように大学とは称するものの制度上は専門学校であった女子の学校が大学として認可されることとなった。お茶の水女子高等師範学校と奈良女子高等師範学校も女子大学として改組された。^(注21)

2 旧制の学校の改組・改編 と私立専門学校の対応

新制大学が発足するに際して、解決すべき大きな問題が残った。^(注22)それは大学に移行することを希望しながらも4年制大学の資格要件を満たさない旧制の専門学校とそもそも新制大学への転換は希望しないが新制高等学校になるのでは従来の学校よりも格下げになるという理由でそれをも拒んだ専門学校やそれに類する学校、高等女学校専攻科に対する処遇であった。^(注23)

「6・3・3・4制度はよいとしても、従来の専門学校は如何になりゆくかが最初からの問題であった」^(注24)という。「専門学校は廃止すべきである、従って四年制大学に昇格し得ぬものは、消滅と言う宣告」^(注25)を文部省及び教育刷新委員会の多数が下した判断は、戦前の複線型の学校制度に対する反省からみれば当然導き出される結論であったろう。

しかし「終戦後すぐ専門学校を作」^(注26)ったばかりというような学校にとってみれば、大学昇格をやらなければ「(新制—引用者)高等学校になってしまう」^(注27)ことは承服できることではなかった。

「戦後の学制改革により新制大学になるか、中等学校に格下げされるか、ということになるわけで非常な苦しみです。その時の専門学校の状況を見るとみんな戦災を受けており、国民自体が食うや食わずの状態ですから、子弟が勉強するというような状態ではなかった。だから私立専門学校の経営は非常に苦しい。そこへもってきて新制の四年制大学に転換しなければならない。四年制の設置基準は非常にシビヤなもので、専門学校自体転換の方法に非常に苦しんだわけです。」^(注28)

80校を越えたそれらの学校はまさに「新制大学かさもなくば廃校かという切迫した事態」^(注29)に直面した。それぞれの学校が自身の実績をいかに新たな学校制度のもとで発展させていくかを探求することになる。特に専門学校の側から従来の学校・教員そして在学していた生徒達の実際の状況を踏まえて、学校を発展的に残したいという意見が出された。

その一つは「日本では新制高校と、新制大学の中間の教育が必要である事、特に女性は漸く専門学校までに進学して来た今日、四年の大学にて学ばなければ、新制高校に止まれ等とは、無理解も甚だしいし、又経済上、婚期問題上等から考えてみると、進学を願う女性の誰れでもが、四年の大学に行けるものでもないとの理由で、従前通り、二カ年の高等教育に改善を加えて、確立させたい」^(注30)という意見であり、もう一つは近畿圏の「近畿南部女専集団」が中心になって出した「旧制度の女専卒業までは六・五・三の計一四年間であったので、新制高校の上に二年制の大学を認めて貰いたい」^(注31)という意見であった。

上記に示された専門学校側の主張は

- 1) せっかく女子も高等女学校の上の専門学校に進学するようになってきたにもかかわらず、4年制大学のみでは従来の専門学校進学者の層を大学から排除することになる
- 2) 日本では「女子の婚期」は社会的通念が存在しており、それを無視しては学生の確保も出来ない
- 3) 戦後の国民の経済的条件という特殊性の考慮

などに整理することができる。1)の理由は近畿南部女専集団の主張ともある意味では共通する面がある。いずれにしても専門学校に女子が進学するようになってきたそれまでの到達水準を下げないこと、そのためには4年制でなくとも期間を短くした大学を構想できないかと考えるようになった。こうしてその大半を占めた私立専門学校は協会として4年制大学に転換できなかった専門学校の学校としての存続の解決策として「二年または三年の大学」の設立を模索するようになった。^(注32)

3 「二年制大学」設置の要望

1948年、私立専門学校協会は当時C.I.E.(民間情報局)の高等教育班W.C.イールズ(Walter C.Eells)^(注33)に働きかけ、「日本におけるジュニア・カレッジ制度実現方を懇請した。彼は快諾して尽力を役した」^(注34)という。

「これ(二年制の大学—引用者注)が認められ

れば旧制女専と同年齢で卒業させることが出来るので、学生募集も、(四年制大学よりも一引用者)より順調にいくのではないかと特に女子専門学校経営者の考えは現実的な判断に基づくものであった。^(注35)

しかし短期の大学設置の意義は単に旧専門学校の経営維持という意義にとどまらず、社会的必要性の面からもとらえられるべきであった。専門学校当事者以外からも「当時のわが国の経済的、社会的実情からみて年限を短縮した専門的・实际的職業人の養成を目的とする別個の教育機関も必要であろう」^(注36)という意見が出されたことは意味深い。

こうした認識を背景として大学設置審議会では新制大学設置の審査をふまえて委員長名(和田小六)で教育刷新委員会にあて次のような要望書を提出した。

「二年制大学について

本委員会においては、さきに文部大臣より諮問された二一九校の新制大学につきその設置認可の可否について鋭意審査に当たっていますが、その審査の経過に徴すれば直ちに四年制の大学とすることは困難と思われるものもありますし、また未申請の高等、専門学校にも同様のものがあることが予想されます。

他方、新制高等学校は己にその三年まで充実し明年第一回の卒業生を出すことになっていますが、これらの卒業生の進学の門戸が狭められる場合はいわゆる白線浪人をおびただしく出現せしめることになり国家的にも社会的にも重大なる問題をかもすことと思われます。また新学制の可及的速かなる実施は、我が国に課せられた重大なる使命であることは言うまでもないことであります。

よって本委員会は、別紙の通り日本の現状においては二年制大学を設け高等教育の門戸を拡げ、速かに新学制を実施することを希望する次第でありまして、貴教育刷新委員会においては速かにこの問題を取り上げられその実施方をお取りはからい下さい。(昭和二三年一二月)

二年制大学実施理由

一 現在の大学、高等、専門学校をなるべく早く

かつ円滑に新制の学校に切替え学校教育法の完全実施を図るために二年制大学を設ける必要がある。

二 現在の大学、高等、専門学校が凡て四年制大学となることは、現状から見て不可能のことで従って従来に比し高等教育への入学の途が狭められる結果となる。その門戸を拡張するためにも二年制大学を設ける必要がある。

三 現在の高等専門学校の中には、四年制大学としては不適當ではあるが、二年制大学ならば成り立つものもあるのでこの種専門学校救済のためにも二年制大学は必要である。

尚二年制大学の構成については次の点が考慮されることを希望する。

二年の完成教育を原則とし四年制大学の三年以上の課程に編入学する途も考慮される。

但し、二年制大学に対し後期二年のみの大学を認めまた旧制高等学校の温存となるような事は厳に禁止さるべきである。^(注37)

このような要請を受け、教育刷新委員会は1949年1月、第87回総会で次のような建議を採択し、「二年又は三年制の大学」(短期大学)の設置を要望した。^(注38)

「二年又は三年制の大学について

大学設置委員会における新制大学申請校の審査の状況に鑑み、暫定措置として、次の条件のもとに二年又は三年制大学を設けることができる。

- (一) 二年又は三年制大学には、四年制大学とは異った名称(例えば短期大学)を附すること。
- (二) 前記の大学は、完成教育として、その基準を定めること。
- (三) 特別の場合には、四年制大学は前記大学の卒業生をその履修課程を考慮し、又は試験の上、適当な学年にこれを編入することができること。
- (四) 二年制大学に対し、後期二年のみの大学を設け、また二年制大学が旧制高等学校の温存となるようなことは認められないこと。^(注39)

以上のことから大学審議会も教育刷新委員会も戦後の学校の現状から従来の専門学校がすべて四年制大学への切替えが出来ないという点で

の認識は一致していたことがわかる。しかし大学設置審議会の要望は学校教育法の完全実施のために「現在の学校の切替」を速やかに行うこと、新制高等学校の卒業生の進学希望者から沢山の「白線浪人を出さない」ように学校を準備することと、全体として「高等教育の門戸の拡張」に力点が置かれていたといえる。これに対して教育刷新委員会の建議は大学設置の審査状況から「暫定措置」として「二年又は三年制の大学」の設置を認める見解である。「完成教育としての基準」や「四年制大学」への編入を認めることなど制度上の整備はふれているものの審議会のような「高等教育の門戸の拡張」といった広い視点からはその必要性は言われていない。つまり教育刷新委員会は審議会の「要望」を受けて建議を出したが、短大設置の必要性に関する認識では違いがあったと見るべきではなかろうか。この認識の違いがその後も短大の役割の評価にも大きな影響を及ぼしていると思わなければならないだろう。^(注40)

4 学校教育法改正と短期大学設置基準

これを受けて、1949年4月、短大制度に関する学校教育法一部改正案が国会に提出された。文部大臣の改正法律案に対する提案理由は「立法当初の意図」がよく現れている。

「この際国の現状としては、入学志望者の側における父兄の経済的負担力の点、あるいは短期間に実務者を養成しなければならない社会的必要性等を考慮すると、短い期間内に完成するいわゆる短期大学を必要とする。従って当分の間、修業年限二年又は三年の短期大学の制度を認めることにより、一面すみやかに新学制の完成をはかるとともに、他面社会の要望に沿いたいと考える。」^(注41)ここで特に「短い期間内に完成する」短期大学の設置によって「新学制の完成をはかる」としていることに注目したい。つまりこれは短大志望者の経済力と社会の必要性という二つの方向から四年制大学のほかに修業年限の短い大学の必要性が説明されている。それゆえ短大の設置なくして新学制の完成ははかられないという見方がされていたと言える。

以上のような議論を経て、学校教育法の附則と

して第百九条、第百十条が設けられた。(昭和二十四年法律第一七九号)

第百九条 「大学の修業年限は、当分の間、第五十五条の規定にかかわらず、文部大臣の認可を受けて、二年又は三年とすることができる

② 前項の大学は、短期大学と称する(以下略)」

第百十条 「前条に規定する大学を卒業した者が第五十五条に規定する大学に入学する場合には、その卒業した大学における修業年限を、文部大臣の定める基準により、入学した大学の修業年限に通算することができる」(注42)

ここで第百九条に「当分の間」としたことは「当時の諸般の事情からこのような暫定的な措置がとられたことは止むを得なかったことではある」(注43)と評価されている。文部省は「せつかく、六・三・三・四というような基本的な線を立てましたものを十分に実験もしないうちに枝をつけるようなことは考慮を要するというような注意もありましたので、実験的な意味も兼ねて『当分の間』とした」(注44)と説明していた。しかしこのことは一方では「短期大学を存続させるかあるいは他の制度に転換させるかに関しての文部省と日本私立短大協会との10カ年にわたる大論争」(注45)の原因となり、今日における短大問題の位置づけにも尾を引くことになった。

ところで短期大学の設置に当たって高等学校や大学と同様に短期大学設置基準を作成しなければならなかった。1949年大学の学長、学識経験者、専門学校の校長等17名に文部省の幹部も加わって、短期大学設置基準委員会が設けられた。「ちょうど8月盛夏13日間、1日6、7時間、通計、8、90時間を熱心に、基準作成について討議が行われた」という。(注46)

こうした準備を経て8月30日に大学設置審議会は短期大学設置基準を決定している。そこでは短期大学の目的を「高等学校の教育の基礎の上に二年(又は三年)の実験的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、良き社会人を育成するこ

と」(第一趣旨)(注47)とした。さらに「短期大学は、一般教養との密接な関連において、職業に必須な専門教育を授ける完成教育機関であり、同時に大学教育の普及と成人教育の充実を旨とする新しい使命を持つものであるが、他面四年制大学との連けいの役割をも果たすことができる」と示した。(注48)

また短期大学は「高等学校の教育」に続く教育機関であり、「専門的な職業に重きをおいて大学教育を施す高等教育機関の一種」と明示されている。(注49)ここで注目すべきは短期大学における教育内容を「実的な専門職業に重きを置く」とし、「一般教養との密接な関連において、職業に必須な専門教育を授ける」としたことである。「実的な専門職業」とは、「セミ・プロフェッションの職業」(注50)を指す。大学は医師、弁護士、高級技術者等を養成する専門職業教育を施し、高等学校は農業、工業、商業等の職業につくための教育を施す。これらに対して短大は高等学校と大学の間中に位置し、大学ほど専門的でないと言う意味でセミ・プロフェッションという言葉を用いたとしている。今日でも短大の性格付けで様々な議論のあるところであるが、専門職業教育を一般教育と結びつけて行なうカリキュラム構成は発足当初から持っていた短大教育の特徴の一つと言えるものであった。(注51)

5 短期大学の認可と発足

1950年(昭和25)3月学校教育法の改正により、短期大学が学校教育法体系のもとで実施された。これに基づき京浜女子短期大学等113校が設立認可された。さらに4月公立・私立短大36校が追加認可され、4月より149校の短期大学が発足した。翌51年4月には国立短期大学4校の認可も含めて合計180校の認可をみた。(注52)

短大への入学者数について見ると、1950年度新制大学・短期大学への入学者数は10万4114名で、内訳は新制大学一男子8万2547名、女子8925名、短期大学男子7448名、女子5198名であった。^(注53) 短大入学者は大学・短大進学者総数のうち男子は8.2%、女子は36.8%を占めていた。

〈表1〉昭和25・26年度設置者別認可短大数

	昭和25年度	昭和26年度
国立	0校	4校
公立	17校	24校
私立	132校	152校
計	149校	180校

それらの「申請母体」は以下の通りである。^(注54)

〈表2〉申請母体

母体種別	国立	公立	私立	計
専門学校 昭和25・26年度	—	12	53	65
大学併設 昭和25・26年度	4	7	46	57
高等学校・同専攻科 昭和25・26年度	—	3	27	30
各種学校	—	1	26	27
新設	—	1	—	1
計	4	24	152	180

*出典 「短大統計」(昭和26年4月調)^(注55)

上記の統計資料及び後掲の〈資料〉の「昭和25年・26年に設立認可された短期大学一覧」からわかることは次のことである。

まず第1に私立専門学校が最も多く、その中には東洋女子短期大学(東洋女子歯科医学専門学校と東洋高等学校)、中部短期大学(日本女子歯科医学専門学校と東春高等学校)のように専門学校と高等学校を母体として申請したものも含まれる。

第2に「大学併設」が2番目に多い。この中には①青山学院女子短期大学や学習院大学短期大学部のように直接の母体は青山学院女子専門学校や学習院女子高等科であるが、新制大学発足によって同じ学校法人の大学が既に認可されていた場合にそれらの併設となった場合や、②東京電機大学短期大学のように短大は「夜間2年」の課程として開設された場合、③明治大学短期大学の

ように「旧明治大学女子部」が短期大学に転換した場合などその淵源は多様である。^(注56) いずれも先に認可された四年制大学を母体としながらも、四年制大学には吸収しきれない学生層を対象としていたと思われる。

第3に高等学校・高等学校専攻科と各種学校もほぼ同数の学校が認可された。この統計の基準では高等学校と高等女学校専攻科が一括して処理されているが、新制高等学校の上に併設された場合と旧制の高等女学校専攻科を母体とした場合の両方がこの中には含まれている。両者の間には入学年齢やそこで取得できる資格などにおいて違いがあり、前身・母体の正確な評価のためには一括して見るには無理がある。今後詳しい検討が必要である。^(注57)

第4に国立は初年度の発足はなかったが、1951年度は4校の設置をみた。学校数は少ないが

国立の短大の設置を発足2年目に見たということとは注目すべき事柄である。国立短大4校は名古屋工業大学短期大学部、京都工芸繊維大学工業短期大学部、九州工業大学短期大学部、長崎大学商業短期大学部で、いずれも四年制大学に併設された二部の短期大学である。私立の四年制大学に併設された短期大学も二部があることはすでに見たが、国立短期大学は私立・公立の実施状況を見ながら、短期大学の併設へと踏み切ったのであろうか。国立の短大設置はもともと新学制の中に短期の高等教育機関を想定していなかったことに当初の現状把握が十分でなかったことを物語る結果になっているのではなかろうか。(注58)

6. 短期大学発足の意義 — まとめてかえて —

1991年に大学設置基準と短期大学設置基準の「抜本的な改正」が行われた。ここで「各短期大学における教育改善の努力を促進するためには、短期大学設置基準を（さらに）可能な限り大綱化し、個々の短期大学がそれぞれの理念・目的に基づいて、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようにする必要がある」(注59)とその趣旨に示されたようにいわゆる「大綱化」が行われた。短大の卒業生に対して「準学士」の称号を与え、4年制大学と短大との制度的な整合性はより明確になった。そして「昭和三十六年（1961年—引用者）短期大学が恒久的な高等教育機関として公認されて以来三十年を経過して短期大学は我が国の風土に定着し、いわば壮年に達すると共に、4年制大学と相補って『大学』としての地歩を確立したと見られる」(注60)という評価がされている。

このような近年の評価を見ると日本的高等教育制度の中に短期大学を設置したことの意味について若干考察しておきたい。

1) まず制度的な意味について見ると、短大が大学の一部として設けられたことは新学制（六・三・三・四制）を崩すことではなく、完成させたことであると見るべきであろう。すなわち短大の設置によって旧制のすべての学校を新学制の学校に切り替え、学校体系

全体の中に位置づけることができるようになった。その意味では短大は2年遅れに芽生えた「枝」ではなく、「終戦後から相次いで行われて来たわが国教育制度の全面的な改革は、短期大学制度の発足に依って一応終符を打った」ということができる。(注61)

2) つぎに短大設置の社会的な意味である。そもそも短期大学の設置に向けて占領軍総司令部や文部省に働きかけをしてきたのは主として旧制の私立専門学校であった。その結果「救われた」のは専門学校のみならず高等女学校専攻科や一部の各種学校であった。しかし「二年又は三年の大学」の設置が制度的に認められると認可の申請をしたのはその範囲にとどまらなかった。四年制大学併設の短大及び国立大学の前期課程や国立・公立の短大も加わったのである。これらが加わったために当初要求した私立専門学校をはるかに越える短大が結果的には設けられることになった。このことは直接要求した専門学校の「救済」ということを越えて、客観的には「短大」の設置が社会的に求められていたことを示している。学校教育法改正の際の文部大臣の提案理由にも「社会の要望に沿いたい」とあったが、既に決められていた学校教育法の改正をはかってもなお設置せざるをえない学校と生徒、さらには「父兄」、社会の側に設置を促した理由もある。(注62)

3) 短大は当初「高等教育の門戸を拡張する」という目標を掲げたように4年制には行かれない人達に対して「大学」への門戸を開けた。それは一つは発足後すぐに見られたように短期大学に設けられた2部の役割からも推察できるだろう。この点では発足当初必ずしも短期大学は女子のための学校と言うよりもむしろ工業系や経済・法学系などの専攻に入学する男子学生が多かったことからわかる。もう一つは社会的通念となっていたいわゆる女子の「婚期」との関わりで短期大学ならばいけるという層に対して「大学」への道を開いた。すなわち女子の進学者にとって「四年制大学しかなければ進学は諦めてし

まうでしょう。大学入学を果たす女子のチャンスもなくしてしまう。二年または三年の短大制度が全国に散らばっているとすればそこに入りやすくなる。父母も、女子は短期大学に入学させるということで、大学教育を受けるチャンスができてくる」^(注63) という意見は現実的に根強くあったと見なければならぬだろう。この点では短大設置の意味は学校制度上の評価とあわせて入学した学生の側と受け入れる社会の側からの評価も重要な視点となる。

以上のように短期大学の発足をめぐるさまざまな問題をみると、海後宗臣がかつて短期高等教育を高等教育全体の関わりの中でとらえることの重要性を示したが、それは今日なお短期大学制度あるいは短期大学教育の在り方を考えていく上でも示唆的であると思われる。

「民主的な学校体系は六・三・三・四という一種類の系列を立てるということではなく、国民がもっているあらゆる教育要望を認めて、これに必ずや編成することにある。特に高等教育機関ともなればこのことは当然に考えられねばならないところである。このようにして日本の大学には二年制、三年制の短大と、四年制の大学、六年制の大学医学部が存在することになった。、、、大学のような高等教育機関は小・中・高の学校のように統一した年限の制度によって運営するのは却ってその目的に合致しないこととなる。こう考えると日本の大学は二年から六年までさまざまな修業年限で教育を行うことによってその機能を十全に現しているとみるべきである。短大制度がこうした弾力的な年限編成を高等教育機関に導入したことは極めて重要である。」^(注64)

今後このような視点に学び、個別の事例研究も重ねながら具体的な検討をすすめたい。

<付記> 本稿は平成12年度「特色ある教育研究」の助成を受けて行った研究成果の一部である。

注

(注1) 日本私立短期大学協会『日本私立短期大学協会 50年史』8-9頁, 2000年

10月。なお2000年が短大発足50周年であったので、私立短期大学協会『私立短大協会50年史』や青山学院女子短期大学『50年の歩み』など学校史が刊行された。『中原稔先生と私立短期大学-短大とともに生きて-』(2000年10月・非売品)も長年日本私立短期大学協会理事・事務局長を務められた中原稔氏の回顧録と短大教育と設立に関わった方々から「思い出」が寄せられている。

(注2) 小学校及び中学校は1947年度より、高等学校は48年度より、大学は49年度より発足する予定で、旧制の諸学校の改組・改編、統合を進めた。詳しくは、仲新『現代学校論』232-246頁, 1949年12月, 目黒書店刊および海後宗臣編『教育改革』189-195頁, 1975年3月, 東大出版会

(注3) 現在、学校教育法では「第69条の2」で短期大学に関する規定がされ、第52条「大学」の目的規定と別に規定されている。1964年学校教育法の改正によって第109条, 110条が削除され、短期大学の規定が附則ではなく「第69条の2」として設けられた。これは短大にとって「暫定的な制度」から「恒久化」された規定である。従って歴史的にみれば「第69条の2」が短期大学にとっては一つの画期をなすものである。「恒久化」に関する議論の検討は別の機会にしたい。

(注4) 佐久間彊「行政官と私学人を経験」教育学術新聞2000年1月26日号, なお佐久間氏は執筆当時私立短期大学協会会長

(注5) 同上

(注6) 文部省『わが国の高等教育-戦後における高等教育の歩み-』18頁, 1964年, 9月

(注7) 先行研究では学校制度改革のなかで取り上げられてきた。発足期に関してみると本稿で取り上げたようにその前身および母体とする学校が多様であるために本格的な説明は個別学校の事例研究が必要不可

- 欠であると思われるがそのような視点からは取り上げられて来なかったように思われる。新に刊行された学校史も含めた文献の収集・検討が基礎的作業として重要であると思われる。
- (注8) 神田修ほか共編『史料 教育法』299-300頁, 1973年4月, 学陽書房
- (注9) 1945年10月30日, 連合軍最高司令部は「日本帝国政府」に対して「日本教育制度ニ対スル管理政策」を「覚書」として示した。その中に「二 日本文部省ハ聯合國最高司令部ノ該当部局ト適當ニ連絡シ得ルヤウナ機関ヲ設ケ且ツ之ヲ維持スルコト, 而シテ聯合國軍側ノ要求ニ応ジ本指令各条項ニ基イテ為サレタル実施事項ノ詳細ナル説明報告ヲ提出スベキコト」とある。前掲『史料 教育法』301頁
- (注10) 文部省調査普及局『米国教育使節団報告書 全』1952年6月
- (注11) 教育刷新委員会は「昭和二十一年一月九日付, 連合軍最高司令官の覚書に基いて, 同年二月来朝した第一次米国教育使節団に協力するために組織された日本教育家の委員会が, その任務を終了した後, これを拡大強化し, 恒常的な委員会として発足した。」1949年6月教育刷新審議会と改称。文部省『教育刷新審議会要覧』1頁, 1952年6月
- (注12) 同上書29頁
- (注13) 1947年3月17日衆議院本会議における高橋誠一郎国務大臣の学校教育法提案理由。前掲『史料 教育法』350頁
- (注14) これは戦前の専門学校の位置づけに対する反省から来ている。例えば1951年, 文部大臣天野貞祐はそのことに関わって次のような考えを示している。「旧学制においては, 小学校の卒業生は中学へ進む者と初等実業学校へ進む者とに区別され, 前者は他日上級学校へ進学希望をいだくに反し, 後者はその道が閉鎖されて, いわば袋小路の中に入れられている。次に中学卒業生の進学について考えるに, 一部の者は高等学校へ, 他の者は専門学校へ進むのであるが, この場合にも前者が東大進学の希望に燃えるに反し, 後者は一生を通じて専門学校出のレッテルをはられねばならぬ。かかる事情はどうていこのままに捨ておかるべきではなく, よろしく封鎖性を解消して, 教育機会均等の理想を実現し, 社会を明朗にさせるべきであると, 考えざるを得なかった。そのためには, 初等実業学校をも中学校として上級への進路を開き, 専門学校・高等学校・大学の区別を撤廃して, これを一様に四年制の新制大学とすることとなったのである。」(1951年6月25日) 文部省調査普及局編『教育要覧』序文, 2頁, 1951年時事通信社
- (注15) 第55条の但書には次のようにある。「但し, 特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部(第54条大学には, 夜間において授業を行なう学部を置くことができる。-引用者)については, その修業年限は, 四年を超えるものとしてすることができる。」とあり, 商船大学は四年半, 国立大学の夜間の課程は五年と言うように四年制大学とはいっても実際の運用面では最初から幅があった。前掲『教育関係法』195-199頁
- (注16) 前掲『我が国の高等教育-戦後における高等教育の歩み-』15頁
- (注17) 林三平「第2編 戦後の大学 第3章 短期大学・高等専門学校」, 『学校の歴史』寺崎昌男・成田克矢編, 1979年, 207頁
- (注18) 「短期大学教育」18号, 31頁, 1964年11月
- (注19) 前掲仲 新『現代学校論』243頁
- (注20) 新制大学の設置認可の経緯については同上書239-246頁
- (注21) 「他の大学は, 1年待たされて, 翌年, 昭和24年に一斉に大学に, 審査を受けてなったわけですね。そのときは, 女子の大学ということが問題になりまして, 女子の大学なんていうことは許されない。ことに

家政学は学問体系からいって、大学にはできないという議論がおこったのですが、日本女子大とか、東京女子大とか、お茶の水とか、そういうところが中心になりまして、進駐軍ともいろいろ話し合っ、て、女子で初めて大学をゆるすことになって、それで、われわれはそれに対して計画をたてましたが、戦災にあった学校はなかなか苦心したものです。幸い女子の大学として、新制大学に移行したわけですね。」「座談会－15周年によせて」稗方弘毅一和洋女子大学短期大学部学長発言部分、前掲「短期大学教育」18号、31頁

(注22) 私立専門学校の中には新制大学へ「移行の出来ない学校が相当ありました。」実際1949年4月に61校の専門学校が4年制大学へ転換し、残った私立専門学校は83校であった。すなわち転換できなかった専門学校のほうが多い。

(注23) 中原稔「短期大学この二十年」、「短期大学教育」26号、21頁、1969. 11

(注24) 青木あさ「短期大学発足当時の思い出」、前掲「短期大学教育」18号、78－79頁

(注25) 同上

(注26) 「座談会－15周年によせて」武庫川女子短期大学副学長日下晃氏発言部分、前掲「短期大学教育」18号、36頁

(注27) 同上

(注28) 中原稔(語る人)、松本尚(聞く人)「短期大学制度発足当時を回想して」、「短期大学教育」47号、157頁、1990年10月。またこれに関連して相愛女子短期大学今小路覚端氏は次のように述べている。「私のところは、ご承知のとおり、戦災にかかりまして校舎を全部失っており京阪沿線の古川橋というところに、小さい分校のようなものがあつたわけです。そこを専門学校にしていたわけですね。音楽科と国文科と家政科と、これだけが専門学校でしたが、短大は二十五年には国文科だけおきました、場所が悪いのと、何といつても、

学校の校舎が焼けておりますし、設置したときの入学生は七人でした。これは古川橋ではとてもやってはいけない、だから大阪の本校の方へ、みな一緒にしようと思つて、二十六年に移転してきたのです。」前掲「短期大学教育」18号、33頁

(注29) 法政大学経済学部一部尾形ゼミナール『私立短期大学白書－花嫁学校から資格学校をこえて－』143頁、1977年9月

(注30) 前掲青木あさ「短期大学発足当時の思い出」78－79頁

(注31) 近畿南部女専集団は公立と私立の女子専門学校が一緒になって作つた団体。詳細は今後調査したい。女専集団は団体として希望をGHQに申し入れたという。「座談会－15周年に寄せて」の武庫川女子短期大学副学長(当時)日下晃氏発言部分。前掲「短期大学教育」18号、36－37頁

(注32) 中原稔「短期大学ができる前に女子は、公私立専門学校協会というものを組織しておりました。戦後、どうしても全国の私立専門学校協会というものをつくろうということになりました。、、そこに男女合併して専門学校協会というものをつくつたのが、短期大学協会のもとですね。」「座談会－15周年に寄せて」前掲「短期大学教育」18号、30頁、「本協会の誕生」前掲『日本私立短期大学協会50年史』13頁および中原稔「短期大学この二十年」、「短期大学教育」26号、19－22頁参照

(注33) 前掲『私立短期大学白書』143頁

(注34) 中原稔「短期大学この二十年」「短期大学教育」26号、23頁。なおイールズははじめから「快諾」したのではない。「当時イールズ博士は『日本には六三制ができ、学校教育法ができてしまった。そこへ二年または三年のジュニアカレッジの制度を潜り込ませるとするのは、相当難しいぞ』と言うんですよ。『しかし、あなたはアメリカで非常に盛んなジュニアカレッジの

専門家ではないですか。だから、日本にもジュニアカレッジの制度を提供するのは本望でしょう。ご尽力してください』と、話をしたのです。渋っていたイールズ博士も『一応研究し推進の方向で検討しよう』という話で、私どもは非常に意を強くして『日本の私立専門学校は助かるぞ』と思いました。国立の専門学校や公立の専門学校は、その後四年制大学へ全部転換していったのです。残った七十校というのは私立ばかりです。」「短期大学制度発足当時を回想して」「短期大学教育」47号、158頁、中原稔発言部分。なお当時 W.C.イールズ著・渡辺彰訳『ジュニア・カレッジ論—完成教育の必要—』（目黒書店1951年4月）が出版された。CIEのメンバーでも意見は一致していなかったようである。たとえば「CIEのホームズ課長は反対でしたね。関西へみえまして、近畿専門学校長の集会があったとき、ホームズさんが、4年制の大学になるか、高等学校に格下げするか、どちらかだというのですね。私達は実情に適さないから、まあ2年の大学を認めてくれと全員でいったのですけれども、それに対する解答は『それは適当ではないと思います』そのひとことです。」という経過もあったという。（前掲「座談会—15周年に寄せて」日下晃氏発言、31頁）こうした短期大学発足における W.C.イールズをはじめとする CIE の意見ややりとりの経過については今後詳しく検討したい。

(注 35) 日下晃「短期大学事始め」「短期大学教育」55号、157—159頁、1999年4月、「武庫川女子短大発足記」、また中原氏は「これはいいことではないか。短大制度は、大学教育普及という意味で良いというのが我々の主張だったのです。」と当時短大の設置の必要を訴えた趣旨について回想している。「短期大学制度発足を回想して」「短期大学教育」47号、162頁

(注 36) 前掲『わが国の高等教育—戦後における

高等教育の歩み—』18頁

(注 37) 中原稔「短期大学とともに」、前掲「短期大学教育」18号、56—57頁

(注 38) 1949年1月14日第87回総会で採択され、1月18日建議した。前掲『教育刷新審議会要覧』76頁

(注 39) 同上書76頁

(注 40) 大学審議会の要望と教育刷新委員会の建議の詳細な検討が必要と思われるが、今後の課題としたい。

(注 41) 学校教育法第百九条、百十条新設のための「改正法律案の文部大臣提案理由」（有倉遼吉・天城勲『教育関係法 I』308頁、1958年2月）なお、本書307—311頁にある百九条、百十条の法文上の解釈は短大の位置づけを考える上で興味深い。

(注 42) 教師養成会『註解教育法規集』46頁、1950年11月

(注 43) 文部省『昭和28年 わが国教育の現状—教育の機会均等を主として—』154頁、1956年

(注 44) 日高第四郎政府委員答弁、前掲「短期大学教育」26号、26頁

(注 45) 中原稔「短期大学この二十年」24頁、「大論争」についての具体的検討は改めて行いたい。

(注 46) 前掲青木あさ「短期大学発足の思い出」79頁、なおこの議論にはイールズも加わっていたという。短大設置基準は「専門学校協会の案が根底をなすものであった」（前掲『日本私学団体総連合会史』136頁）と言われているが、内容の検討は今後の課題としたい。

(注 47) 前掲『註解教育法規集』83頁

(注 48) 「第一趣旨」同上

(注 49) 「大学は最高の教育機関として又学術文化の研究機関としての重要な使命を持っている」と目的を掲げた「大学設置基準」（1948年2月決定、前掲『註解教育法規集』79頁）の「趣旨」とは大きな開きがあると言わざるをえない。

(注 50) ここで「セミ・プロフェッション」(the semi-professions)の用語が用いられたのは W.C.イールズによっていると言われていいる。彼はアメリカのジュニア・カレッジの目的について次のように見解を示している。

「一般教育の領域における特殊な一分野に言及するような場合においては所謂職業的という様な一般的で漠然とした、そして恐らくは誤解をさえ招くおそれがあるとも思われる言葉を用いるよりは、半専門職業的と言うような特定のな意味を持っている言葉を用いて、それを一層確定的な意味に満ちたものにするのが肝要である。」「半職業的という言葉はもう一つ明瞭な長所をもっている。、、、 専門的職業人はただの技術者以上のものでなくてはならない。若しそうでないとすれば彼は専門的な職業人という名前に値しないことになる。半専門職業的という言葉は専門職業的という言葉に比較すればそのスケールは小さいが、しかし同じ様な内包を持っており、また実際にもっていかなくてはならないのである。」前掲『ジュニア・カレッジ論』11-12頁。また本書で「半専門的職業」は「将来実務を担当する地位につく人、ホテルのマネージャーになる人、医療関係の事務員になる人、、、 レクリエーションの指導者になる人、、」など具体例を挙げている。(12-13頁) こうしたイールズらを含むアメリカのジュニア・カレッジの思想・理念と実際に成立した日本の短期大学の教育理念との間には共通性と同時に旧制専門学校以来の伝統的な理念も複雑に絡み合って短大は存在している。この点に関する考察は(注51)の一般教養教育の評価とも関連させて行わなければならないと思われる。

(注 51) 日本の短期大学が発足から専門的職業教育のみならず、一般教養教育にも力を注いでいたことはカリキュラム上の特徴であり、またそれが戦前の専門学校教育に対す

る反省からもでていた。このことがその後の短大教育の発展と広がりにとってどのような意味を持ったのかは検討の課題である。なお一般教育との関わりで短期大学について考察した先行研究に金子忠史は『短期大学の将来展望一日米比較を通して』(1994年11月東信堂)がある。本書の「日本の短期大学における一般教育の理念と歴史」のなかで日本の一般教育はアメリカのそれとは異なり、「あてがわれた制度」であり、「受動的な対応」となると指摘されている。(105-121頁) これは日本の短大教育の評価に関わる大きな問題である。本格的な検討は今後の課題としたい。

(注 52) 前掲『わが国の高等教育一戦後における高等教育の歩み』68-72頁

ここで1950・51年度を合せて見るのは従来の統計が2か年を一緒に取り扱っていることに意味があると考えからである。すなわち文部省の事務的手続きも含めた当時の設置の準備状況を考慮すると当初設置予定していた学校は少なくともこの2か年の幅で見ないとはいっきりしなれないと思われるからである。

(注 53) 前掲『わが国の高等教育一戦後における高等教育の歩み』68-72頁

(注 54) 日本私立短期大学協会「会報」No.1, (1951, 10) 掲載の「短大統計」(昭和26年4月調)では「五 申請母体(私立のみ)」について分類している。これは、戦後改革した直前の前身または母体だけではなく学校史全体を見ることが必要であると思われるが今後の検討課題としたい。

(注 55) 本表は前掲「短大統計」と「短期大学一覧」(57-74頁)から作成した。

(注 56) 前掲日本私立短期大学協会「会報」No.1, 57-74頁に掲載された「短期大学一覧」の備考欄に短大の前身または母体となった学校名が記載されている。

(注 57) 各種学校から短大に切り替えた趣旨を一

例あげておく。「私のところは、戦後の22年から学校をはじめたのですが、短大になるまでは、家政系の各種学校でした。私自身が専門学校出身ですので、どうも専門学校では専門教育にかたよってしまっただけの広い視野をもった人間の養成ができない——と痛感いたしておりましたので、各種学校のころすでに専門教育にあわせて教養面を充実した教育を実施しておりましたから、短大という新制度が置かれることになるのをきいて、すぐこれに切り替の申請をだしたわけです。」（「短大女子教育二十年とこれからの方向」、『短期大学教育』第26号，304頁，郡山女子短期大学関口富左発言）

（注58）国立大学併設短大や公立短期大学に関しては教員養成課程に一時的に設けられた前期課程などもあわせて今後調査を進めたい。

（注59）「大学審議会教育部会短期大学教育専門委員会における審議概要」1990年10月

（注60）飯島宗一「短期大学設置基準大綱化の意味するもの」『短期大学教育』48号，14頁，1991年10月

（注61）長田新が『ジュニア・カレッジ論』に序を寄せている。1頁

（注62）1951年八月末に来日した第二次米国教育使節団は新学制発足後の経過を評価し、高等教育では短期大学の必要性についても言及している。「たとえば、当分の間、日本は二十五ないし三十のセンターにおいて、将来の大学教師養成のために、日本が必要とするだけの大学院の教育を行う

こともできるだろうと考えられる。また半専門職業（the semi-professions）に対し、各種高等教育を与えるために、日本が現在よりは、さらに多くのいわゆる短期大学的（colleges of the so-called junior type）なものを必要としているということも考えられる。これらの仕事は、いずれも著しく重要であり、その重要度には甲乙はない。いずれも行う必要がある、しかもりっぱに行わなければならない。このような仕事は、あるべからざるものになろうとし、しなくてもよいことをしようと願う教育機関によっては、じゅうぶんには成し遂げられないであろう。」（前掲『米国教育使節団報告書全』84頁，この実際的な必要性のなかのの一つに九年間の義務教育の完全実施に向けて教員確保のために短大での教員養成もあった。（拙稿「短期大学における教員養成—50年をふりかえって—」、『教師教育学会年報』第9号，27—33頁）

（注63）前掲「短期大学制度発足当時を回想して」中原稔発言部分「短期大学教育」47号，162頁

（注64）海後宗臣「これからの短期大学」『短期大学教育』19号，7—8頁，1965年10月

謝 辞

本稿作成に際して、日本私立短大協会の宮岡敏明氏（第一事業部部長）より「会報」及び「短期大学教育」のバックナンバー等日本私立短期大学協会関係資料の閲覧で、大変お世話になりました。記して感謝申し上げます。

< 資 料 >

昭和25年・26年に設立認可された短期大学一覧

短期大学名名称	備考 (設置母体等)
<私立短期大学>	
札幌短期大学 (○)	札幌文化専門学校
天使厚生短期大学 (天使女子短期大学)	札幌天使女子厚生専門学校 (昭和22)
藤女子短期大学	藤女子専門学校 (昭和22)
北星学園女子短期大学	北星学園高等学校英語専攻科
北海短期大学 (○)	北海高等学校
酪農学園短期大学 (○)	酪農学園大学部 (野幌機農学校昭和17)
東北女子短期大学	東北女子専門学校
弘前学院短期大学	弘前聖愛高等女学校専攻科
尚綱女学院短期大学	尚綱女学院専攻科
聖和学園短期大学	聖和学園吉田高等学校
東北学院大学短期大学 (○)	東北学院大学併設
三島学園女子短期大学	三島学園女子専門学校
宮城学院女子短期大学	宮城学院女子大学併設
郡山女子短期大学	郡山女子専門学院
茨城キリスト教短期大学	茨城クリスチャンカレッジ
関東短期大学 (○)	関東女子専門学校
淑徳短期大学	淑徳女子農芸専門学校
昭和学院短期大学	昭和女子専門学校
聖書学園短期大学 (○)	聖書農学園 (神学部・高等部)
千葉敬愛短期大学 (○)	敬愛女子専門学校
千葉短期大学 (○)	千葉商科大学併設
麗澤短期大学 (○)	千葉外事専門学校
和洋女子大学短期大学	和洋女子大学併設
青山学院女子短期大学	青山学院女子専門学校・青山学院大学併設
跡見学園短期大学	跡見高等女学校専攻科
大妻女子大学短期大学部	大妻女子大学併設
桜美林短期大学 (○)	桜美林高等学校専攻科
学習院大学短期大学部	学習院女子高等科・学習院大学併設
恵泉女学園短期大学	恵泉女学園専門学校
工学院大学短期大学部 (○)	工学院大学併設
攻玉社短期大学 (○)	攻玉社高等工学校
紅陵短期大学 (○)	紅陵大学併設
国際短期大学 (○)	国際外国語学校
駒沢短期大学 (○)	駒沢大学併設
産業能率大学 (○)	日本能率学校
芝浦工業短期大学 (○)	芝浦工業大学併設

短期大学の発足をめぐる諸問題

白百合短期大学	白百合女子専門学校
実践女子学園短期大学	実践女子大学併設
昭和女子大学短期大学部	昭和女子大学併設
女子栄養短期大学	香川栄養学校
女子美術大学短期大学部	女子美術大学併設
聖母女子短期大学	聖母厚生女子学院
専修大学短期大学部 (○)	専修大学併設
立川短期大学 (○)	立川専門学校
多摩美術短期大学 (○)	多摩造型芸術専門学校
中央商科短期大学 (○)	中央商業高等学校
戸板女子短期大学	戸板女子専門学校
東京家政学院大学短期大学部	東京家政専門学校
東京家政大学短期大学部	東京家政大学併設
東京経済大学短期大学部 (○)	東京経済大学併設
東京写真短期大学 (○)	東京写真専門学校
東京女子体育短期大学	東京女子体育専門学校
東京女子大学短期大学部	東京女子大学併設
東京電機大学短期大学部 (○)	東京電機大学併設
東京農業大学短期大学部 (○)	東京農業大学併設
東京文化短期大学	東京女子経済専門学校
東邦音楽短期大学 (○)	東邦音楽学校
東洋英和女学院短期大学	東洋英和女学院保育専攻科
東洋女子短期大学	東洋女子歯科医学専門学校・東洋高等学校
東洋大学短期大学部 (○)	東洋大学併設
杉野学園女子短期大学	ドレスメーカー女学院
日本経済短期大学 (○)	日本経済専門学校
日本社会事業短期大学 (○)	日本社会事業専門学校
日本大学短期大学 (○)	日本大学併設
日本女子経済短期大学	日本女子経済専門学校
日本女子体育短期大学	日本女子体育専門学校
富士短期大学 (○)	大世学院
文化女子短期大学	文化服装学院
宝仙学園短期大学	中野高等保育学校
武蔵工業大学短期大学部 (○)	武蔵工業大学併設
武蔵野音楽大学短期大学 (○)	武蔵野音楽大学併設
武蔵野女子短期大学	千代田女子専門学校
明治大学短期大学部 (○)	明治大学併設
山脇学園短期大学部	山脇学園高等部別科
立正大学短期大学部 (○)	立正大学併設
神奈川大学短期大学部 (○)	神奈川大学併設
関東学院大学短期大学部 (○)	関東学院大学併設
京浜女子短期大学	京浜女子家政理学専門学校

相模女子大学短期大学部	相模女子大学併設
フェリス女学院短期大学	横浜山手女学院専門学校
法政大学短期大学部 (○)	法政大学併設
大和農芸家政短期大学	大和女子農芸専門学校
柏崎短期大学 (○)	柏崎専門学校
金沢女子短期大学	金沢女子専門学園
北陸学院保育短期大学	北陸学園
身延山短期大学 (○)	身延山専門学校
山梨学院短期大学	山梨学院
浜松短期大学 (○)	興誠高等学校
愛知学院短期大学 (○)	愛知学院高等学校
愛知大学短期大学部 (○)	愛知大学併設
安城学園女子短期大学	安城女子専門学校
稲沢女子短期大学	稲沢高等学校
金城学院大学短期大学部	金城学院大学併設
光陵短期大学 (○)	光陵高等学校
中京女子短期大学	中京高等女学校専攻科・中京実業女学校専攻科
中部短期大学 (○)	日本女子歯科医学専門学校・東春高等学校
名古屋女学院短期大学	名古屋女子学院高等学校
瑞穂短期大学	瑞穂高等学校
名城大学短期大学部 (○)	名城大学併設
山田家政短期大学	名古屋ドレスメーカー・スクール
暁学園短期大学	暁女子専門学校
大谷大学短期大学部 (○)	大谷大学併設
京都外国語短期大学 (○)	京都外国語学校
成安女子短期大学	京都成安女子専門学校
京都女子大学短期大学部	京都女子大学併設
光華女子短期大学	光華女子専門学校
山陰短期大学 (○)	福知山専門学校
西山短期大学 (○)	西山専門学校
同志社大学短期大学部 (○)	同志社大学併設
平安女学院短期大学	平安女学院保育学校及専攻科
龍谷大学短期大学部 (○)	龍谷大学併設
立命館大学短期大学部 (○)	立命館大学併設
大阪音楽短期大学 (○)	大阪音楽高等学校
大阪工業大学短期大学部 (○)	大阪工業大学併設
大阪交通短期大学 (○)	大阪第一高等学校
大阪女子学園短期大学	大阪女子厚生学園高等学校専攻科
大阪成蹊女子短期大学	大阪女子成蹊高等学校
大谷女子短期大学	大谷女子専門学校
大手前女子短期大学	大手前文化学院
関西大学短期大学部 (○)	関西工業専門学校・関西大学併設

短期大学の発足をめぐる諸問題

近畿大学短期大学部 (○)	近畿大学併設
相愛女子短期大学	相愛女子専門学校
帝塚山学院短期大学	帝塚山学院専攻科
浪速外国語学校 (○)	浪波外国語学校
梅花短期大学	梅花女子専門学校
プール学院短期大学	プール学院高等学校
関西学院短期大学 (○)	関西学院専門学校・関西学院大学併設
神戸女子短期大学	神戸新装女学院
神戸山手女子短期大学	神戸山手女子専門学校
松蔭短期大学	松蔭女子専門学校
頌栄短期大学	頌栄保育専門学校
聖和女子短期大学	聖和女子学院
武庫川学院女子短期大学	武庫川学院女子大学併設
天理短期大学 (○)	天理保母養成所・天理大学併設
和歌山女子短期大学	和歌山女子専門学校
岡山女子短期大学	岡山県生石高等学校
作陽短期大学	作陽女子高等学校
美作短期大学	岡山県美作高等学校
鈴ヶ峰女子短期大学	鈴ヶ峰女子専門学校
広島女学院大学短期大学部	広島女学院大学併設
松山外国語短期大学 (○)	松山語学専門学校
西南学院大学短期大学部 (○)	西南学院大学併設
西南女学院短期大学	西南女学院専門学校
東筑紫短期大学	東筑紫女子専門学校
福岡商科大学短期大学部	福岡商科大学併設
活水女子短期大学	活水女子専門学校
純心女子短期大学	純心女子専門学校
長崎外国語短期大学 (○)	長崎外国語学校
長崎造船短期大学 (○)	長崎造船専門学校
熊本短期大学 (○)	熊本語学専門学校
鹿児島商科短期大学 (○)	鹿児島経済専門学校
＜公立短期大学＞	
盛岡短期大学 (○)	盛岡女子専門学校・県立美術工芸学校
会津短期大学 (○)	県立若松商業高等学校専攻科
金沢美術工芸短期大学 (○)	金沢美術工芸専門学校
長野県短期大学	長野県女子専門学校
岐阜短期大学 (○)	岐阜専門学校
静岡女子短期大学	城北高等学校
愛知女子短期大学	愛知県立女子専門学校
名古屋市立女子短期大学	名古屋市立女子専門学校
滋賀県立短期大学 (○)	彦根工業専門学校・滋賀県立女子専門学校
滋賀県立農業短期大学 (○)	

西京大学女子短期大学部	西京大学併設
大阪社会事業短期大学 (○)	大阪社会事業学校
浪速大学短期大学部 (○)	浪速大学併設
神戸市外国語大学短期大学部 (○)	神戸市外国語大学併設
姫路工業大学短期大学部 (○)	姫路工業大学併設
兵庫県立農業短期大学 (○)	兵庫県立農業高等学校
和歌山県理科短期大学 (○)	和歌山県立医科大学予科・県立医大併設
尾道短期大学 (○)	尾道市立女子専門学校
広島女子短期大学	広島女子専門学校
山口女子短期大学	山口県立女子専門学校
北九州外国語大学短期大学部 (○)	北九州外国語大学併設
長崎県立佐世保商科短期大学 (○)	佐世保専門学校
長崎県立女子短期大学	長崎県立女子専門学校
鹿児島県立大学短期大学部 (○)	鹿児島県立女子専門学校・鹿児島県立大学併設
< 国立短期大学 >	
名古屋工業大学短期大学部 (○)	名古屋工業大学併設
京都工芸繊維大学工業短期大学部 (○)	京都工芸繊維大学併設
九州工業大学短期大学部 (○)	九州工業大学併設
長崎大学商業短期大学部 (○)	長崎大学併設

【備考】 ○印は共学校

【出典】 日本私立短期大学協会「会報」No.1 1951年10月, 57~74頁の「短期大学一覧」から作成。